

新型コロナウイルス感染防止対策 施設認証制度

感染防止対策に取り組む飲食店・
喫茶店や宿泊施設を応援します！

この制度は、県が定めた認証基準(チェックリスト)に基づいて、
新型コロナウイルス感染防止対策を行っていただいた飲食店・喫茶店や
宿泊施設を県が認証する制度です。

利用者の方に対して安心・信頼の提供を実現し、感染制御が効いた状況下での
経済活動の早期回復を後押しすることを目的としています。

認証施設は、
このステッカーが目印です！

新型コロナウイルス感染症

感染防止
対策施設

感染防止にご協力を！



©NARA pref.

対象施設

飲食店・喫茶店

飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けた施設で、飲食のための客席を有する施設※1

※1 以下の施設を除きます。

- その場所で飲食をさせること以外を主たる目的とした施設 (例: コンビニエンスストア、テイクアウト専門店など)
- 学校、病院など、特定の方を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設 (例: 学校給食、社員食堂など)
- 宿泊者に対して飲食をさせることを主たる目的とした宿泊施設 (例: ホテル宴会場など)

宿泊施設

旅館・ホテル営業または簡易宿所営業の許可を受けた施設※2

※2 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む施設を除きます。

申請から認証までの流れ

1 感染防止対策の取組

チェックリストの全ての必須項目に適合するよう、感染防止対策に取り組んでいただきます。

※「飲食店・喫茶店」と「宿泊施設」とでチェックリストが異なります。



2 認証申請

認証申請書やチェックリストに必要な事項を記入のうえ、営業許可証の写しを添えて事務局宛に申請してください。提出された書類に不備がなければ「申請中ステッカー」を送付します。 ※WEBでも申請ができます。



3 実地調査

日程調整のうえ、実地調査によりチェックリストに適合しているかを確認します。



4 認証

調査の結果を基に、県が認証し、「認証書」と「認証ステッカー」を交付します。なお、チェックリストの必須項目の全てを満たしていることに加え、アピール項目数に応じて、3段階の認証区分を設けています。



申請方法

書類郵送で申請



必要書類を、事務局宛に書留、簡易書留またはレターパックで提出してください。

宛先 〒630-8799 奈良市大宮町5-3-3 奈良中央郵便局留
奈良県コロナ対策認証制度事務局 宛

WEBで申請



ホームページの申請フォームに必要な事項を入力してください。

事業者への支援

認証を受けた事業者及び認証の取得に取り組む事業者を対象として、補助の制度があります。詳細はホームページをご覧ください。なお、補助金の申請期限は、令和3年9月30日(消印有効)までです。

詳しくはホームページをご確認ください

<https://corona-ninsho.pref.nara.jp/>

